

熊本県公報

第11016号
平成15年8月11日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(介護保険課) 1
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 1
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 1
- 登 載 依 頼
- 公共事業再評価監視委員会の会議の開催……………(公共事業再評価監視委員会) 2
- 熊本県土地開発公社有財産の売却……………(土地開発公社) 2

告 示

熊本県告示第831号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成15年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社 みやざき介護センター 水俣市古城一丁目4番22号	有限会社 みやざき介護センター	平成15年8月1日

熊本県告示第832号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字坂本字馬門418の2、字熊ヶ谷2057、2058、字汐井川2522の1、字場所2558、2559
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第590号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字前田1794番1
465.68平方メートル